令和2年度第3回定例会

八王子市教育委員会議事録(公開)

日 時 令和2年5月20日(水) 午前9時30分

場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 令和2年5月20日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第23号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理 の報告について
 - 第2 第24号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の 報告について
 - 第3 第25号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市 教育委員会所管施設の臨時休館日等に関する事務処理 の報告について
 - 第4 第26号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市 教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事 務処理の報告について
 - 第5 第27号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市 図書館の臨時休館日に関する事務処理の報告について
 - 第6 第28号議案 令和2年度6月補正予算の調製依頼について
 - 第7 第29号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
 - 第8 第30号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第9 第31号議案 新型コロナウイルス感染症対策における5月25日以 降の対応について

4 報告事項

・令和元年度(2019年度)学校運営協議会の運営状況について

(教育総務課)

- ・令和2年度(2020年度)学級編制の状況について (教育支援課)
- ・令和2年度(2020年度)学校選択制の結果について (教育支援課)

・令和2年度(2020年度)八王子市奨学生の決定について

(教育支援課)

- ・令和3年度(2021年度)八王子市立中学校・義務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
- ・令和3年度(2021年度)八王子市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
- ・高齢者叙勲の受章について

(教職員課)

・令和2年春の叙勲の受章について

(教職員課)

・予約済図書等資料の電話予約による貸出しについて

(図書館部)

出席者

툱 安間 英潮 教 育 教育長職務代理者 柴 彩千子 田 委 員 笠 原 麻里 委 員 伊 東 哲 委 員 川島弘嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長 設 樂 恵 学校教育部指導担当部長 斉 藤 郁 央 学校施設整備担当部長 八木忠史 教育総務課長 渡 邊 聡 学校教育政策課長 橋 本 盛重 和 祐 教 職 員 課 長 溝 部 統 括指 導 主 事 野村 洋 介 括 指導主 上 野 和広 統 事 生涯学習スポーツ部長 村 昭 人 音 生涯学習政策課長 安達和之

ス	ポ	- <u>`</u>	ソ 扔	具	課	長			清	水	秀	樹
図	図書館		咅	ß	長			小	峰	修	司	
生涯学習センター図書館長 新 納											泰	隆
指	導	課	指	導	主	事			鈴	木	和	宏
教	育	総	務	課	主	查			長	#	優	治
教	育	総	務	課	主	事			池	上		光
教	育	総	務	課	主	事			煕	Щ	和	雅
教育総務課会計年度任用職員 古瀬村											温	美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の委員の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより令和2年度第3回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会におきましても照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

また、本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令中であることに鑑み、感染拡大防止の観点から教育委員会事務局、管理職の出席につきまして、部長職以外は基本的に付議案件がある管理職に限定する対応とさせていただきます。

本日の議事でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する案件について、 一部議事の順序を変えて審議を行いたいと思います。

なお、会議時間の短縮のため、報告事項、予約済図書等資料の電話予約による貸出しについてを除く報告事項は、資料配付のみの報告といたしたいと思います。

また、第28号議案及び第31号議案については、いまだ意思形成過程のため、 第29号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第14条第7項及び8項の規定により非公開といたしたいと思 いますが、それぞれについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第23号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する 事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第23号議案について御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、 教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承 認をお願いするものでございます。

八王子市教育委員会事務局人事については、2枚目以降の関連資料を御覧ください。

令和2年4月27日付の人事異動について、図書館部におきましては、高野中央 図書館長が福祉部特別定額給付金担当課長として転出いたしました。なお、当分の 間、小峰図書館部長が中央図書館長事務取扱をいたします。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの説明が終わりました。本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御質疑はないようでございます。

本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第23号議案については、提案のとおり承認をする ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第23号議案についてはそのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第2 第24号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第24号議案について御説明いたします。

令和2年度の七国小学校の学級数が30学級で確定いたしました。

29学級以上は副校長を2名配置することになっていることから、その補充要員

について、去る4月24日に東京都教育委員会により内報がございました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく人事の内申期限が4月30日であったため、教育委員会定例会に上程する暇がございませんでしたので、 八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長 におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認をい ただくものでございます。

それでは議案の裏面を御覧ください。

令和2年5月1日付で、当時、日の出町立平井小学校、藤沼俊成主幹教諭を七国 小学校副校長として任命するよう、4月27日付で事務処理をいたしました。

同校長の経歴等につきましては次ページの議案関連資料をご覧ください。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 こちらもよろしゅうございますか。それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第24号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第24号議案についてはそのように承認することにいたしました。

なお、事務局に1点。ぜひ都のほうに伝えていただきたい要望なのですが、大変素晴らしい方で、この方は若手でやる気もあって、本当にこれからが期待できる方なのですが、七国小学校で児童数が非常に多いという理由での加配なわけであって、そうなってくると、事務処理の多さとか、そういったものが尋常ではないからこういうような措置になっているわけで、なるべくこういった場面のところは本当はベテランの方のほうがいいのですね。こういう若手の方をどこかで配置してあげて、力を伸ばすのも方策でしょう。学級数、人数が確定してからということになると、

昇任された方ばかりが来る形になりがちですよね。そういった事情をよく話して、 実態に即した配置ができるようにということをぜひ都のほうには意見として事務局 の方々は、申し上げていただきたい。

内部で調整をしますから、ベテランで事務処理に長けているような方を一人置いてあげて、そしてこのような若手の方はバリバリ働ける場所に配置するというのが、私は適材適所なのではないかと、何も人を多くしようという話ではありませんから、ぜひ実態に即した配置を市のほうで、こうやってやりたいのだけれどもというような希望はぜひ伝えてみてください。

くれぐれも、この方は大変素晴らしい方です。念のため申し添えておきます。

斉藤指導担当部長 七国小学校はこのような加配をありがたいと思いながらも、毎年 副校長が変わるということで、人事部のヒアリング等のときに私からも伝えさせて いただきたいと考えております。

安間教育長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

安間教育長 日程第3 第25号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館日等に関する事務処理の報告について、及び日程第4 第26号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市 教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告について、2件 は相互に関連いたしますので一括議題に供します。

各案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第25号議案及び第26号議案について、一括して て御説明いたします。

この2つの議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の 規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第 2項の規定に基づき報告し、それぞれ御承認を求めるものでございます。

では、事務処理いたしました内容につきましてご説明いたします。

まず、第25号議案の議案書の裏面を御覧ください。

現在も取り組んでおります、新型コロナウイルス感染症対策でございます。前回、 4月22日の教育委員会第2回定例会で御報告し、御承認いただきましたとおり、 既に利用休止としていました、スポーツ・生涯学習施設につきまして、国の緊急事態宣言を受け、5月6日までは窓口業務を取りやめた休館・休場とし、外出自体をできる限り抑制していただき、感染拡大防止を図ることといたしました。今回は5月7日以降の施設利用につきまして、5月1日時点、検討したところ都内における陽性患者数は、外出自粛の効果等により、ある程度は感染拡大が抑えられている可能性があるとはいえ、引き続き重要な局面にあることを踏まえ、できる限り外出は抑制していただくことで感染拡大を防ぎ、感染者増加を抑制していく観点から、引き続き休館・休場とすることが特に必要があると認められることから、議案のとおり臨時に休館日、休場日を定めたものでございます。

続きまして第26号議案の議案書の裏面をご覧ください。こちらは施設の利用休止を延長するものでございます。対象施設の(1)姫木平自然の家は、前回4月22日の教育委員会第2回定例会でご報告し、御承認いただきましたとおり、4月10日から5月6日まで、また(2)の市立都市公園内にあります、陸上競技場、テニスコートなどの運動施設につきましては、4月7日の教育委員会定例会で御決定いただきましたとおり、4月13日から5月6日までそれぞれ利用休止としていました。今回は、5月7日以降の施設利用料につきまして、こちらも5月1日時点で検討したところ、同様に引き続き重要な局面にあることを踏まえ、できる限り外出を抑制していただくことで感染拡大を防ぎ、感染者増加を抑制していく観点から引き続き利用を休止することが特に必要であると認められることから、議案のとおり利用休止期間を延長して5月31日までとしたものでございます。

施設の臨時休館日、臨時休業日の定めや施設の利用休止につきましては、教育委員会定例会に諮り決定するところではございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の、「緊急に処理しなければならない事例が生じ、かつ教育委員会が招集される暇がない」の規定に該当することから、教育長において決定し、同条第2項の規定に基づき本定例会において報告し、御承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。各案についての御質疑がござましたらお伺いれたします。いかがでしょうか。

伊東委員 ご説明ありがとうございました。

これはもう、こういう状況ですから、当然仕方がなくだと思うのですけれども、 これが開館できる見通しというのは、やはり緊急事態宣言が解除されたらという、 そういう判断でよろしいのかちょっとお伺いしたいと思います。

安達生涯学習政策課長 今、施設の利用については、使えないという厳しい状況になっていますけれども、これからは、どのように施設を再開していくのかというフェーズに移っていくと思っております。それはやはり、新型コロナウイルスの感染の状況、または抑制の状況を踏まえた上で、国の宣言がどのように解除されるのか、それから都知事がどのように自粛要請を解除していくかを、様子を見ながら施設の性格だとか状況を見ながら段階的に、とは言いながらも市で足並みをそろえながら段階的に解除の方向に検討していくということで、既に検討を始めているところでございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

それでは御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。お諮りをいたします。

只今、一括議題となっております第25号議案及び第26号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

第25号議案及び第26号議案については、そのように承認することにいたしま した。

なお、事務局のほうに1点だけ、検討とお願いしたい点要望しておきます。

今、このような事態ですので、ほぼ毎週メールや電話による臨時の教育委員会は開催しておりますので、もし、これは本当に諮らなければいけないなと、本件のように、こうせざるを得ない状況の話は別ですけれども、もしこれはきちんと諮っておいた方がいいなというようなものがありましたら、この件だけに限らず、事務局のほうはほぼ毎週やっているメールや電話の会議の中で、一括して協議いただくと、そんな手法も考えてみてください。

安間教育長 続きまして、日程第5 第27号議案 新型コロナウイルス感染症拡大 防止に向けた八王子市図書館の臨時休館日に関する事務処理の報告についてを議題 に供します。

本案について図書館部から説明願います。

新納生涯学習センター図書館長 第27号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止 に向けた八王子市図書館の臨時休館日に関する事務処理の報告について御説明いた します。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案の裏面を御覧ください。

内容でございますが、令和2年4月8日から5月6日までの臨時休館を、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、5月31日まで期間を延長することとし、5月1日に教育長により事務処理をいたしました。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長ないようでございます。それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第27号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第27号議案については、そのように承認することにいたしました。

なお、本件についても先ほど生涯学習のところでお話しさせていただいたように、 諮るべき重要な事項があるなと思ったときには、ほぼ毎週やっている電話会議を活 用することをぜひ考えてください。

安間教育長 続きまして、日程第8 第30号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題に供します。

本案について生涯学習部政策課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは、第30号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員 の解嘱及び委嘱についてを御説明いたします。

このスポーツ推進審議会はスポーツ基本法第31条の規定に基づき、教育委員会 の附属機関として平成19年7月1日から設置しているものでございます。

まず初めに、委員の解嘱について御説明いたします。今回解嘱する委員は齋藤道 委員でございます。今回、本人からの申出がありまして、令和2年5月20日をもって解嘱するものでございます。

次に、委嘱しようとする委員につきまして御説明申し上げます。木内苗津子氏でございます。今回解嘱します齋藤道委員の後任として、中学校長会からの推薦に基づくものでございます。木内氏の委嘱期間につきましては、前任者の残任期間であります令和4年6月30日までの任期となります。

説明は以上となります。

安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

御意見をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 こちらもよろしゅうございますね。それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第30号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第30号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続きまして、報告事項となります。

図書館部から報告願います。

新納生涯学習センター図書館長 定例会報告事項資料を御覧いただきたいと思います。 予約済図書等資料の電話予約による貸出しにつきまして御説明いたします。

市図書館は、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことを受け、5月6日まで全館休館し、28日の新型コロナウイルス感染症対策本部において5月31日まで公共施設の利用を休止し、先ほど事務処理報告をしましたとおり、図書館の臨時休館の期間を延長しております。

一方、4月22日に開催されました教育委員会定例会において、教育長から図書館の本の貸し出しについて、休館が長期化することが予想されることから、何らかの方法で予約をしてそれをお渡しするというようなこと、どんな方法でもいいから市民の要望に応えられるかをぜひ所管で検討していただきたいと御要望もいただいたところでございます。

このことにつきまして、図書館部内で検討を重ね、通常の館運営に向けては、段階を踏んでサービスを徐々に提供していく考えをまとめ、まずは5月31日までの図書館を臨時休館している状況でも対応できることとして、予約済資料に限定した受取サービスを開始することとしたところでございます。

内容でございます。来館時に密接・密集を避けるため、来館日時を電話で事前に 予約していただき、資料をお受け取りいただく方式としております。 1 時間の来館 者数を制限し、カウンター等に飛沫防止ビニールの設置やお持ちいただく際に間隔 を確保できるように床に印をつけるなど、感染拡大防止対策を講じております。

実施時期は5月8日から全図書館9館で電話受付を開始し、13日からお受け取りを開始しております。昨日までに958件のお電話をいただいております。内訳でございますが、中央館がやはり多く260件、生涯館が188件、南大沢館が258件、川口館が67件のほか、北野や恩方などの市民センター図書館でも受け付けております。また、予約済資料は開始時点で2万2,700冊ございましたが、昨日までに3,700冊、約16パーセントの資料が貸し出されております。

利用者数では約8,000人の方がお待ちいただいている状況でしたが、約10 パーセント、780人分の予約資料のお渡しができております。また資料には記載 がございませんが、着払いによる図書配送サービスも5月15日(金)から開始し、これまでに1件の申し込みがございました。このほか、休館中で図書館での新規登録ができなく、資料の貸し出しもできないことから、市で実施しております非来館型のサービスでございます、電子書籍の利用促進策としても市内在住在学在勤の利用者カードをお持ちでない方はメールによる新規の仮登録の申し込みを4月14日から開始しました。現在は、5月13日から、東京都の共同電子申請届出サービス、八王子市電子申請サービスというのがございまして、そちらのほうに受付を変更しておりますが、昨日までに578件の新規の登録をいただいたところでございます。

最後に、資料に掲載してございますけれども、現在新規の予約は中止している状況がございます。御利用者からは開館を待ちますという声もございますけれども、新規の予約はまだですかと、御要望も多くいただいております。予約済の資料の受付貸出状況も現在は少なくなってきている状況もございますので、国の緊急事態宣言の状況や、市施設の休所の動向を踏まえ、5月31日まで実施しておりますこの電話による受取予約の仕組みを継続する中で、明日から対応できるよう、準備を進めているところでございます。

報告は以上になります。

- 安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について、御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
- 笠原委員 皆さんに、本当にこのステイホームの中で、本を読みたい方がとても多いと思うので、何らかの形で対応していただく方向を模索していただいているのはありがたいことだと思っています。

ちょっと、とても細かいことかもしれませんけれども、帰ってきた本の消毒まで はできないと思うのですが、その感染防止対策というのは何か講じられていますか。

新納生涯学習センター図書館長 現在図書が4月8日から休館しているということもあって、ほとんど回っていなく、返却、最初の頃はあったのですけれども、ほとんどあまり入っていないという状況の中がありますので、あまり多くないので、対応できる限り本を拭いたりということもしておりますが、今後、順調にと言うか、通常に回ってくるととても物理的、また人的に対応ができないというようなこともございまして、何らかほかの対応も考えていきたいというところです。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは報告として承らせていただきます。

以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それではここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、 傍聴の方は御退席をお願いいいたします。

【午前9時55分休憩】